

県立防災センター防災学習機器導入業務企画提案募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

県立防災センター防災学習機器導入業務

(2) 目 的

本業務は、南海トラフ巨大地震に備え、県民の防災意識の向上と実践的な防災行動に繋げることを目的として、クイズ形式の防災学習機器を導入するものである。

クイズ形式を通じて、地震発生時の初動対応、避難行動、地域特有の災害リスク、家庭や職場での備えなどについて、利用者が年齢を問わず楽しみながら学べる学習環境を提供する。

なお、南海トラフ巨大地震から命を守るために必要な住宅の耐震化や家庭での備蓄、迅速な避難行動など、具体的な課題を反映させた学習内容とする。

(3) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

(5) 見積限度額

7,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 委託契約の方法

(1) 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

3 参加要件等

応募者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (10) 応募者の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。
- (11) 本業務と同種又は類似業務の実績を有すること。

4 スケジュール

公募開始	令和7年7月9日（水）
質問書の受付締切	令和7年7月22日（火）午後5時
参加申込書等提出締切	令和7年7月29日（火）午後5時
企画提案書等提出締切	令和7年8月5日（火）午後5時
選定委員会開催、審査結果通知	令和7年8月中旬頃
契約締結	令和7年8月下旬頃

5 応募の手続き等

公募に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書等の提出

ア 提出書類（各1部提出）

（ア）参加申込書（様式第1号）

（イ）法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書※写しも可）
法人格を有しない場合は、これに類するもの。

（ウ）会社等の概要が分かる書類（既存のパンフレット等でも可）

（エ）直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等）

イ 提出期限

令和7年7月29日（火）午後5時まで（必着）

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類（各正本1部、各副本5部）

（ア）企画提案書（様式第2号）

（イ）参加者の概要・業務実績（様式第3号）

（ウ）業務に係る経費の見積書（任意様式）

イ 提出期限

令和7年8月5日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明）により提出すること。ただし、（2）企画提案書等の提出は、電子メールも可能とする。その場合は、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

※持参の場合は、午前9時から午後5時までに提出すること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

徳島県 危機管理部 防災人材育成センター

〒771-0204 徳島県板野郡北島町鯛浜字大西165

電話：088-683-2100

電子メール：bousaijinzaiikusei-info@pref.tokushima.lg.jp

6 企画提案書作成要領

企画提案書（様式第2号）には、次の事項を記載すること。また、内容を補足する資料について任意の様式を添付して構わない。添付資料の用紙は原則A4版とし、添付する項目にその旨を記載すること。

- ・業務の基本方針（コンセプト）
- ・機器のイメージ図
- ・独自提案
- ・業務実施体制など

7 応募に係る質問

(1) 質問の受付期限

令和7年7月22日（火）午後5時まで（必着）

(2) 質問書の提出

質問書（様式第4号）により行うものとし、5（4）に示す提出先まで電子メールにより受け付ける。なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該事業に係る条件や応募の手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や見積額に関する内容は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

質問者及び回答については、徳島県ホームページに掲載する。

8 選定方法等

- (1) 県は、企画提案等の内容を審査し、委託候補者を選定するため、企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は、企画提案の内容について審査し、委託候補者を選定する。
- (3) 選定に当たっては、応募者による企画提案のプレゼンテーションを実施した上で、選定基準により総合的に採点評価します。応募者が複数の場合は、総合得点の最も高い応募者を委託候補者とする。また、応募者が1者のみの場合は、選定委員会の意見を踏まえ、総合的に企画提案書の適否を判断する。
- なお、プレゼンテーション実施日は、追って連絡する。
- (4) 選定基準
- 次の基準により、評価及び採点を行う。

評価項目	評価の内容
提案内容に関する視点	○コンセプト 防災学習機器導入の目的・趣旨を踏まえており、成果が期待できるか。
	○明瞭性 見やすく利用しやすい画面になっているか。
	○訴求力 幅広い年齢層の来館者を引きつけるデザインや独自提案等魅力的なコンテンツとするための工夫があるか。
	○経済合理性 見積額及び積算内訳・根拠が適当で、費用対効果が高いか。
実施体制に関する視点	○スタッフ構成 スタッフは、必要な能力と技術を備えており、提案を実行するために十分か。
	○実現性 実施スケジュールが具体的で、確実に実行できるか。
受託実績に関する視点	○類似業務の実績 過去の実績等から、確実に履行が期待されるか。
合計	

(5) 結果の通知

全ての応募者に対し、文書により通知するとともに、結果を徳島県ホームページで公開する。ただし、審査の経緯等に関する照会には応じない。また、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

9 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、5（2）イに示す提出期限までに、参加辞退届出書（様式第5号）を提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明）により提出すること。

10 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した委託候補者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相

手方とする。

- (2) 委託内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に、企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 契約予定者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容について協議等を行った上で、契約を締結する。

1 1 応募に際しての留意事項

次のいずれかに該当する場合には、失格または無効とする。

- (1) 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合していない場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 見積金額が委託費の上限額を超えた場合
- (5) 本要領及び仕様に適合していない場合
- (6) 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- (7) その他不正な行為があったと県が認めた場合

1 2 その他

- (1) 企画提案書の提出は1者1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出内容に含まれる著作権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて参加者が負う者とする。
- (4) 委託業務の遂行に当たり、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。
- (6) 提出された書類は、審査・契約に必要な範囲において複製することがある。